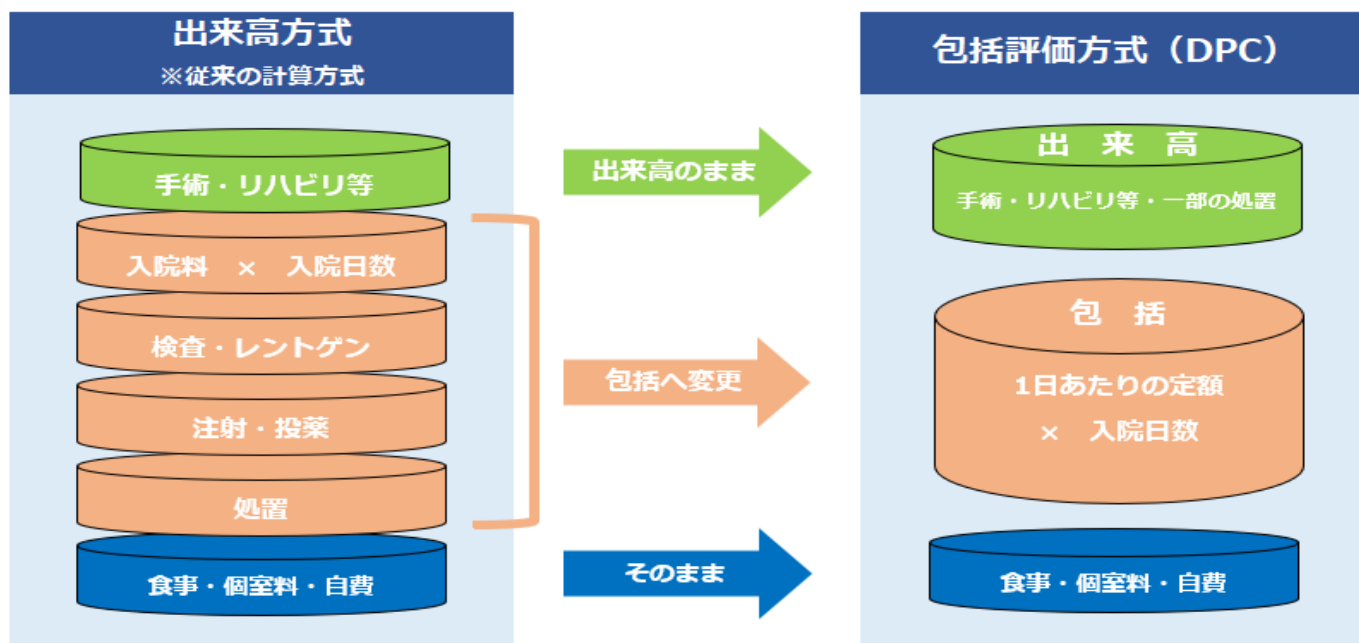


DPC による入院医療費の計算方法について

当院は令和6年6月1日より「DPC 対象病院」として厚生労働省の認定を受けました。このため、入院医療費の計算方法が1日当たりの定額の医療費を基本とした計算方法（DPC 包括支払制度）となります。

【DPC 包括支払制度とは】

従来の診療行為ごとに計算する「出来高方式」とは異なり、患者さんの病名とその病状・手術や処置の有無・合併症の有無等を基に厚生労働省が定めた1日当たりの定額からなる包括部分（投薬・注射・処置・入院料等）と出来高部分（手術・麻酔・リハビリ等）を組み合わせる計算方法です。ただし、すべての入院患者さんに「DPC 包括支払制度」が適用されるわけではなく、病気の種類等によって従来の「出来高方式」で医療費を計算する場合があります。このほか、労災保険、交通事故（自賠責）、自費診療等は従来の出来高による請求となります。



【入院費用について】

厚生労働省より定められた点数表により算定しております。

高額療養費制度等をご利用いただきますと、月の医療費は上限が定められ、ご本人の負担額は今までと変わりません。

入院後、病状の経過や治療内容によって、入院当初のDPC分類が変更になった場合は請求額が変わります。このような場合は入院月にさかのぼって再計算をおこない、差額調整させていただきます。請求書につきましても、従来の月2回発行から月1回発行へ変更となります。

【患者さんへお願い】

「DPC 包括支払制度」では一つの病名に対して入院診療をおこなうことを前提とした制度であり、緊急を要しない他の疾患の検査や治療については、退院後にお願いすることがありますのでご理解ください。

また、原則として当院入院中に他医での診療や投薬を受けていただくことはできません。他医受診を希望される場合は必ず医師、看護師にご相談ください。